

金融庁談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認

職員は、入札に付そうとする調達について入札談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認のうえ、直ちに総務企画局総務課長（以下「総務課長」という。）に通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、総務課長に通報するものとする。

2 調書の作成、公正取引委員会への通報

総務課長は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（別記第1号様式）にまとめるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第10条の規定を踏まえ、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて判断すること。

第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報すること。

3 報道機関との対応

総務課長が1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、総務企画局政策課広報室長に窓口を一本化して対応すること。なお、総務課長の指示により、必要に応じて、総務企画局総務課管理室長等が併せて対応することができる。

また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に通知している旨を明らかにすることとするが、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意し、発注者側から積極的に談合情報を公表することは避けること。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順は、第3に従うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通知

総務課長は、談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会に別紙第2号様式により通報すること。

なお、追加の談合情報、入札の取止決定又は入札の無効決定等があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報すること。

(2) 事情聴取

総務課長が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（当該入札に係る仕様書を交付した者又は入札期日において入札に参加するために入札会場に集まった者であって、原則として、契約締結権を有する者をいう。）全員に対して、事情聴取を行うこと。

事情聴取は、入札までの時間及び発注の遅れによる影響等を考慮して、入札期日の前日までに行うこと。ただし、談合情報の提供があった日と入札期日との間に時間的余裕がない場合は、入札開始時刻若しくは入札期日の繰下げにより入札を延期した上で事情聴取を行うこと。

総務課長は、聴取結果について事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付すること。

(3) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

総務課長は、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を速やかに公正取引委員会に通知すること。

入札の執行を延期した場合で、入札書が提出されていたときは、それらを保管することとし、入札を取り止めた場合には、公正取引委員会への通報と併せてそれらの写しを提出すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 総務課長は、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から別紙第4号様式を参考に誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められる場合には入札を無効とする旨の注意を促した後、入札を行うこと。また、総務課長は、誓約書の写しを公正取引委員会に送付すること。

② この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し積算内訳書を提出するように要請すること。

ただし、積算内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、あらかじめ積算内訳書の提出を要請する十分な時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響及び積算内訳書のチェックの必要性を考慮したうえで、積算内訳書のチェックは行わずに入札を執行するか、又は積算内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

- ③ 入札には、契約担当官又はその補助者が立会い、積算内訳書を入念にチェックすること。
- ④ 積算内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、前記（３）により対応すること。
- ⑤ 総務課長は、入札終了後に、入札状況調書（任意の様式とし、入札件名、入札年月日、入札執行場所、入札執行責任者、入札者名、予定価格、入札金額等の記載のあるものをいう。以下同じ。）の写しを公正取引委員会に送付すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に入札談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを判断すること。

（１）契約締結前の場合

① 公正取引委員会への通知

総務課長は、談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会に別紙第２号様式により通報し、併せて入札状況調書の写しを送付すること。

なお、追加の談合情報又は入札の無効決定等があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報すること。

② 事情聴取

総務課長が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して、速やかに事情聴取を行うこと。

総務課長は、聴取結果について事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

総務課長は、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札に関する条件に違反した入札として、当該入札を無効とすること。また、入札契約適正化法第１０条の規定を踏まえ、その旨を速やかに公正取引委員会に通知すること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

総務課長は、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない

場合には、入札を行った者全員から別紙第4号様式を参考に誓約書を提出させたうえで、落札者と契約を締結すること。また、総務課長は、誓約書の写し及び入札状況調書の写しを公正取引委員会に送付すること。

(2) 契約締結後の場合

① 公正取引委員会への通知

総務課長は、談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会に別紙第2号様式により通報し、併せて入札状況調書の写しを送付すること。

なお、追加の談合情報等があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報すること。

② 事情聴取

総務課長が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

総務課長は、聴取結果について事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付すること。

なお、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該契約の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合には、入札契約適正化法第10条の規定を踏まえ、その旨を速やかに公正取引委員会に通知すること。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、総務課長が別紙第2号様式により行うこと。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室である。

(3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別紙第2号の2様式により行うこと。また、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

なお、追加の談合情報、入札の取止決定又は入札の無効決定等があった場合は、逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報するとともに、手続の各段階において、事情聴取書及び誓約書、入札状況調書の写し等関係書

類の写しを送付すること。

また、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることを予想し、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。

- (4) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、可能な限り協力すること。
- (5) 一度提出した入札書については、返還しない旨、入札参加者全員にあらかじめ周知すること。

2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、総務課長又は総務企画局総務課管理室の複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙第3号様式を参考に事情聴取項目を通知したうえ、1社毎に面談室等に呼び出し、聴き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、別紙第3号様式により事情聴取書を作成すること。

3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、別紙第4号様式を参考に、事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）若しくは第8条（禁止行為、届出義務）又は刑法第96条の3（競売等妨害）第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、一般競争に参加させない期間を加重して措置すること。

4 積算内訳書の提出

積算内訳書の提出に当たっては、入札に際し、契約担当官又はその補助者が積算内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックした後に開札すること。

なお、事情聴取、積算内訳書のチェックを迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と積算内訳書のチェックを並行して実施することができる。

別紙第1号様式

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
調 達 名	
入 札 (予 定) 日	平成 年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・匿名 ・その他 役職・氏名等
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・F A X ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当 該 案 件 の 問 合 先	

別紙第2号様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局情報管理室長 殿

金融庁総務企画局総務課長

談合情報等に関する資料の送付について

標記のことについて金融庁所管の〇〇の入札に係る談合情報に関わる資料を別添のとおり送付いたします。

(事項)

- ・談合情報報告書（写し）

別紙第3号様式

事 情 聴 取 書

(記入例)

調 達 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1. 入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報(新聞情報)等がありますが、そのような事実がありますか。	
2. 本件調達について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。	
3. あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。	

別紙第4号様式

(参考例)

誓 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

金融庁総務企画局総務課長 殿

会 社 名

代表者名

担当者名

今般の〇〇の一般競争に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないこと及び今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書は公正取引委員会等に提出されても異議はありません。